

卸売市場法改正に係る市場の運営方式に
ついて

— 答申 —

令和元（2019）年8月

横浜市中心卸売市場開設運営協議会

目 次

1	はじめに	1
	(1) 卸売市場をとりまく状況.....	1
	(2) 横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に向けた取組経緯.....	3
2	卸売市場法改正の概要と市場の運営方式について	4
	(1) 現行の卸売市場法による中央卸売市場の取引規制について	4
	(2) 卸売市場法改正の概要	4
	(3) 横浜市中心卸売市場で想定される運営方式.....	5
	(4) 運営方式毎のメリット・デメリット.....	6
3	横浜市中心卸売市場の課題と賑わい創出の取組について.....	7
	(1) 横浜市中心卸売市場の課題	7
	(2) 賑わい創出の取組について	8
4	他都市の卸売市場の運営事例.....	10
5	開設運営協議会の意見概要	13
	(1) 開設者について	13
	(2) 運営体制について（指定管理者制度等、民間の活用）	13
	(3) 市場の活性化に向けた取組について.....	13
6	卸売市場法改正に係る市場の運営方式について.....	14
	(1) 開設者について	14
	(2) 運営体制について	14
	(3) 今後の横浜市中心卸売市場の運営方式について.....	15
《付属資料》		
1	横浜市中心卸売市場開設運営協議会委員名簿	20
2	審議経過	21

1 はじめに

横浜市中心卸売市場開設運営協議会（以下、「開設運営協議会」）は、市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する附属機関である。

令和2年6月に施行予定である改正卸売市場法では、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となることから、平成30年9月に横浜市長が開設運営協議会に「卸売市場法改正に係る市場の運営方式について」諮問した。

平成30年10月の第1回開設運営協議会を開催以降、令和元年7月に至るまで、5回に渡り協議会を開催して検討を行ったところである。

本答申は、開設運営協議会での検討の経緯・結果を取りまとめるとともに、その検討結果を踏まえて、「卸売市場法改正に係る市場の運営方式について」の諮問に対して、意見を申し述べるものである。

(1) 卸売市場をとりまく状況

卸売市場をめぐっては、少子高齢化に伴う食料消費量の変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化等の大きな変化が見られ、加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加や景気低迷等により、卸売市場経由率が低下し、取扱高は全国的に減少傾向で推移する等、卸売業者や仲卸業者の経営や開設者の財政状況等は非常に厳しい状況にある。

そのような状況の中、横浜市中心卸売市場は、食品流通の核として青果・水産物・肉等、日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を市民に安定的に供給しており、これまでも多種・大量の物品の集荷・分荷、公正で透明性の高い価格形成、販売代金の出荷者への迅速・確実な代金決済等重要な機能を担ってきたところである。

横浜市中心卸売市場の取扱高も、全国的な傾向と同様に減少傾向で推移しているが、平成30年次における全国主要中央卸売市場の取扱金額を比較すると、青果部は全国で東京都、大阪市、名古屋市に次いで第4位、水産物部及び食肉部は第6位となっていて、全国的に見ても大きな規模の卸売市場であり、現在も横浜市中心卸売市場が市民の食生活にとって欠かすことのできない基幹的施設であることには変わりはないため、今後も約370万人の横浜市民の台所として、その機能・役割を維持していくことが必要であり、開設者には、取扱高の改善や市場の機能維持・活性化などについて、場内事業者と連携した運営が求められている。

(図1、図2、図3参照)。

[単位 上段：取扱数量＝トン・下段：取扱金額＝千円 対前年次増加率＝％]

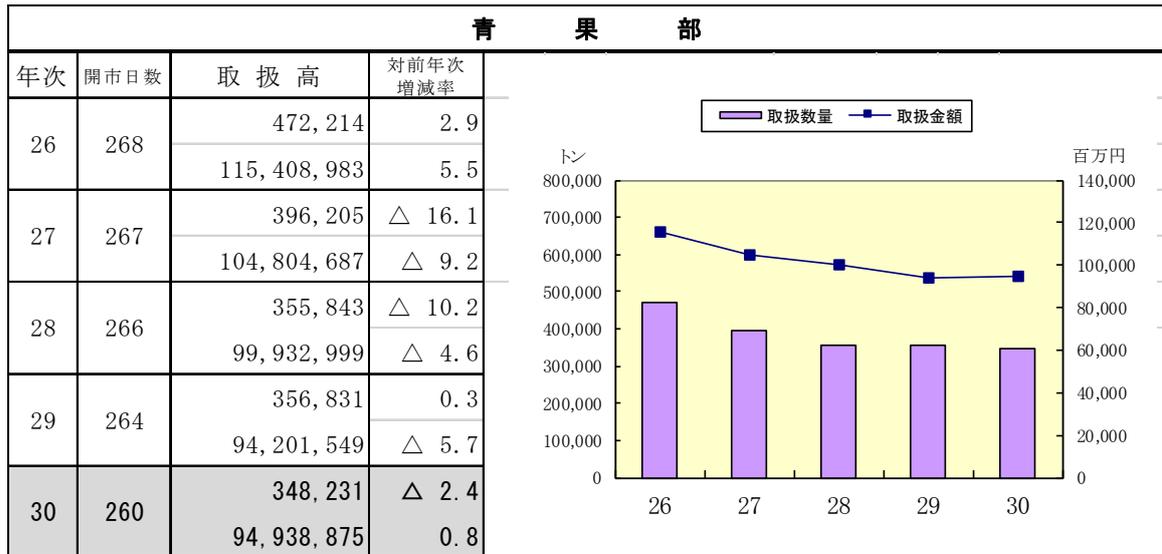


図1 横浜市中心卸売市場（青果部）の取扱高推移

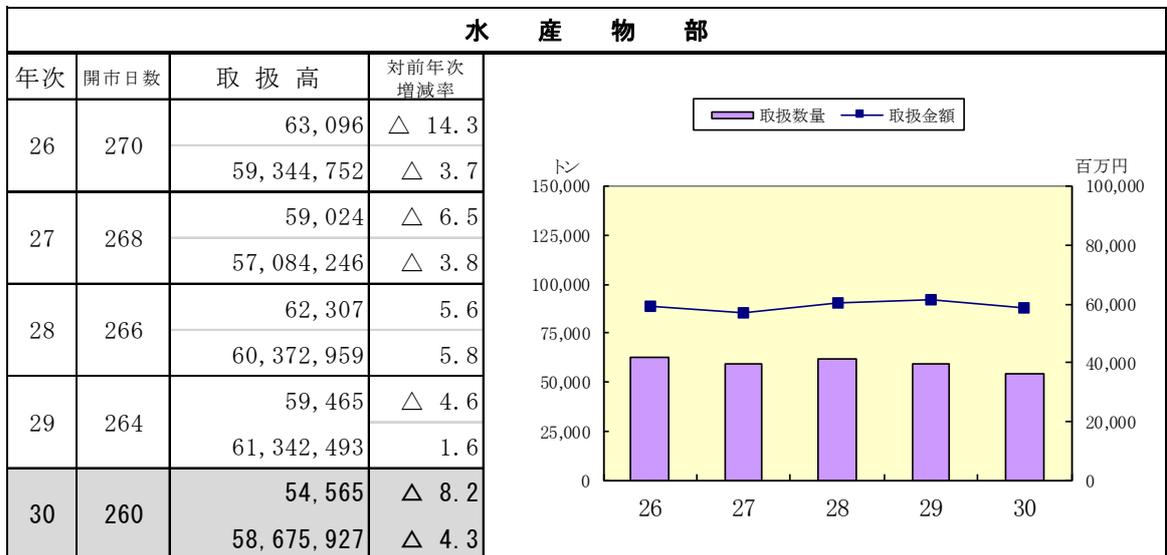


図2 横浜市中心卸売市場（水産物部）の取扱高推移

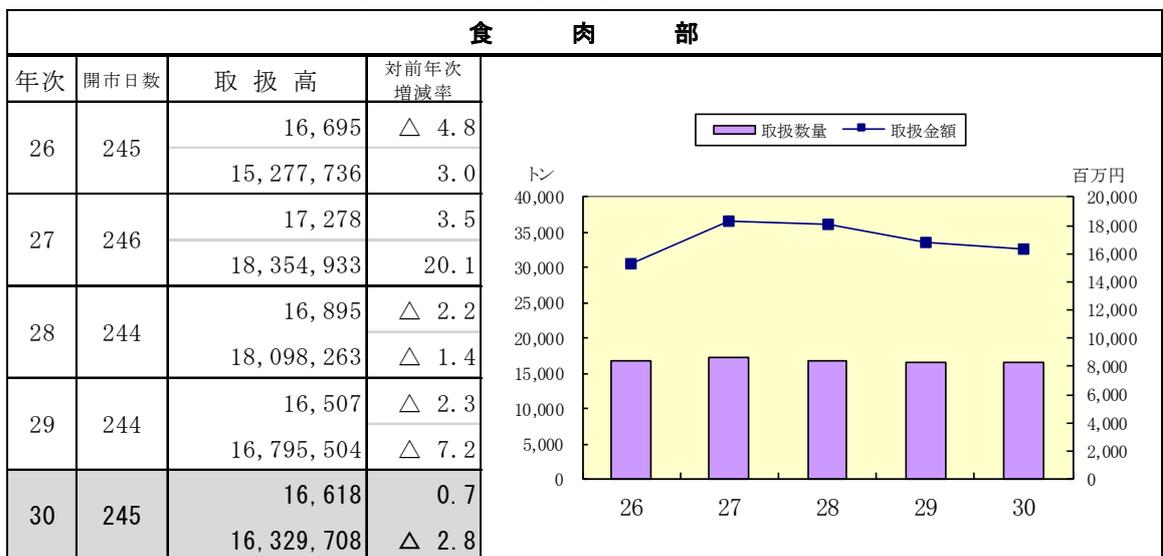


図3 横浜市中心卸売市場（食肉部）の取扱高推移

(2) 横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に向けた取組経緯

横浜市中央卸売市場本場は、昭和6年2月に全国で3番目、東日本では最初の中央卸売市場として神奈川区に開設された。昭和34年11月には肉類を専門に扱う食肉市場を鶴見区に開設し、さらに人口増加による本市市場に対する需要の増加を背景に、昭和48年11月、金沢区に南部市場を開設した。

しかし、近年の市場取扱高の減少等を受け、平成18年3月の包括外部監査において、今後の市場のあり方の検討を求める意見が出され、同年9月に横浜市長が開設運営協議会に「横浜市中央卸売市場のあり方検討」について諮問した。平成20年3月の答申では、概ね10年後を目標に市場規模の適正化（本場・南部市場の統合）を図り、統合場所候補として「本場へ統合」「南部市場へ統合」「それ以外の候補地への移転新設」の3案が示された（食肉市場は継続）。

平成20年度から市と関係事業者で構成する新市場整備協議会で統合場所や時期等の検討を重ね、平成22年7月に「横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」を策定。基本方針に沿って協議を重ね、平成27年3月に南部市場を中央卸売市場としては廃止し（本場を補完する加工・配送、流通の場として活用）、同年4月からは、横浜市中央卸売市場は「本場」及び「食肉市場」の2市場体制となった。また、市場機能強化の一環として、本場水産棟を低温化施設に改修整備し、平成28年4月に供用を開始した。

今後、本場の青果部敷地内に屋内荷捌場や冷蔵保管庫等の整備を進め、青果部における狭あいな敷地の有効活用や品質・衛生管理の向上など、市場の機能強化を図る予定であり、平成30年度は基本設計を実施しており、令和元年度に実施設計、令和2年度から5年度の4か年にかけて工事を行う予定である（図4参照）。

F 1エリア (予定)	F 2エリア (予定)	F 3エリア (予定)
3階建て:延床面積 約 5,600 m ²	2階建て:延床面積 約 3,900 m ²	2階建て:延床面積 約 5,300 m ²
荷捌場、冷蔵保管庫等	荷捌場、冷蔵保管庫等	荷捌場、低温荷捌場、駐車場等

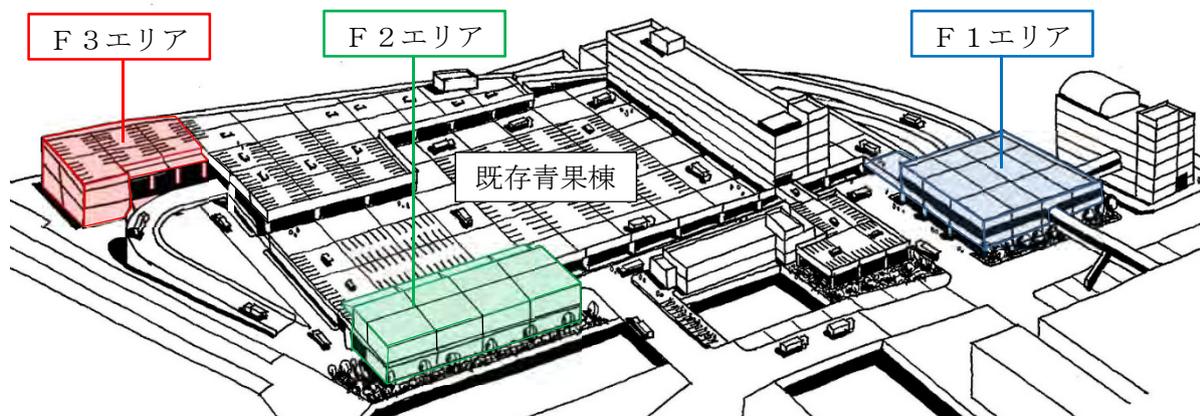


図4 青果部活性化事業 完成イメージ図

2 卸売市場法改正の概要と市場の運営方式について

(1) 現行の卸売市場法による中央卸売市場の取引規制について

現行の卸売市場法による中央卸売市場の取引規制については、「卸売業者＝集荷」「仲卸業者＝分配」という役割分担の元に流通ルートを律しており、卸売業者の小売等に対する「第三者販売」や仲卸業者の産地等に対する「直荷引き」等が原則禁止となっている（図5参照）。

しかし、市場の品揃えの確保等を理由に例外規定の活用が増加し、従来の取引規制が現実と乖離している状況が散見されていたが、今回の卸売市場法の改正により、市場毎の実態に合わせて開設者が取引規制を設定することが可能となる。

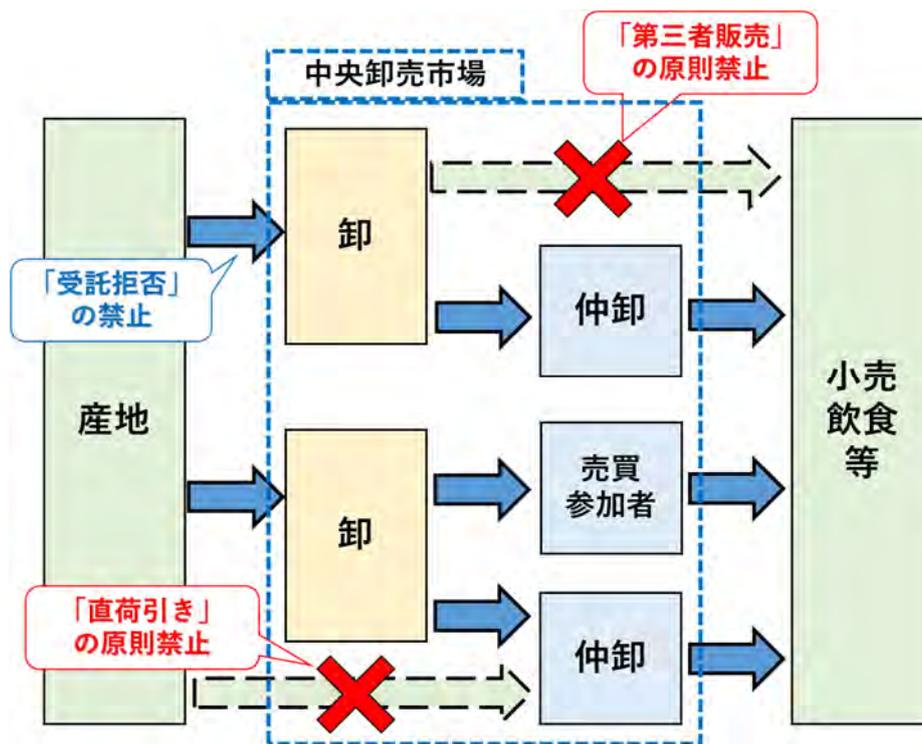


図5 現行の取引規制イメージ図

(2) 卸売市場法改正の概要

改正卸売市場法については、平成30年6月に改正法が公布され、令和2年6月に改正法が施行される予定である。

今回の卸売市場法の改正は、国による食品流通構造全体の改善の一部である。国は、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしており、今後も流通の核として堅持すべきものであることから、卸売市場を含めた流通構造全体を合理化し、生産者・消費者双方のメリットを向上させることを目指している。卸売市場に関しては、国による様々な規制を廃止すること等で、公平性・公正性・公開性を保ちながら、取引の自由度を高める改正となっている。

改正卸売市場法の主な改正点は、

- ① 国による様々な規制を廃止し、中央卸売市場の開設者が各市場の特性に合わせて取引規制等を定めることが可能となるため、各市場の実態に応じ、開設者が市場活性化のための創意工夫を生かした取組を実施できるようになること

② 国が直接実施してきた指導監督権限等が開設者に付与されるため、公平な市場運営を担う公益的役割がさらに高まること

③ 高い公共性等の要件を満たす場合、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となること

となっており、この結果、中央卸売市場に関する国の関与の度合いも大幅に縮小され、各市場の開設者が実情に合わせて取引ルールを策定していくこととなる（表1参照）。

表1 卸売市場法改正比較表

項目	現行法	改正法		
1 中央卸売市場の開設等	国が <u>整備方針・計画</u> を策定	国が <u>基本的な方針</u> を策定 →施設整備の支援は維持		
	開設者は都道府県又は人口 20 万人以上の市 →国が「認可」する。	<u>開設者の制限なし（民間事業者でも可）</u> →国が定める要件（※）に適合し、一定水準以上の規模を有するものを国が「認定」		
2 業務許可	卸売業者 国が許可 国が直接指導・検査監督	<u>卸売業者及び仲卸業者の定義のみとなり、その他の法律上の規定は廃止（開設者が規定）</u> (国は、開設者のみを指導・検査監督)		
	仲卸業者 開設者による許可			
	売買参加者 開設者による承認			
3 取引規制	(1)受託拒否	禁止	同左	
	(2)差別的取扱			
	(3)第三者販売	<u>原則禁止</u>		<u>開設者が関係者の意見を聴き設定</u>
	(4)直荷引き			
	(5)商物一致	<u>原則適用</u>		
	(6)取引に関する公表	取引結果を公表		

※ 公正な取引の遵守や業務の適切な運営管理を行う人員体制の確保等、高い公共性を満たす必要がある。

(3) 横浜市中央卸売市場で想定される運営方式

改正卸売市場法の施行により、民間事業者でも開設者になることが可能となるので、横浜市中央卸売市場で想定される運営方式は、以下のとおりとなる。

ア 公設公営（開設者：横浜市）

横浜市が業務規程を制定して市場を開設し、横浜市が市場を管理・運営（市場の管理・運營業務の一部を民間事業者に委託する場合を含む）

イ 公設民営（開設者：横浜市）

横浜市が業務規程を制定して市場を開設。市場運営について指定管理者を指定し、指定管理者が市場の管理・運営を実施（施設の整備等、施設に関する資本的支出は横浜市）

ウ 民設民営（開設者：民間事業者）

- ・民間事業者が横浜市から現在の市場の施設（土地・建物）を購入、又は賃借し、当該事業者が業務規程を定めて市場を管理・運営（横浜市は市場運営には参画しない。）
- ・民間事業者が新たに土地・建物を用意し、業務規程を制定して市場を管理・運営

※「民設公営」については、今後の市場の運営方式として想定されないため記載していない。

(4) 運営方式毎のメリット・デメリット

公設公営については、培ってきたノウハウや経験をそのまま活用できる、引き続き市民への継続的な生鮮食料品等の安定供給ができる、市内生産者、小売店等に対し、いつでも安心して出荷、仕入等を行える場を提供できる、災害時の物資供給拠点としての役割をより円滑に遂行できる、現行の特別会計の予算の範囲で運営でき、税務コスト等が安く抑えられる等のメリットが挙げられる。一方、公設公営のデメリットとしては、スピード感のある取組を実施しづらい、弾力的な運営が困難、民設よりも運営コストが高くなりやすい、民間企業に比べて専門性の高い人材が育ちにくい等が挙げられる。

公設民営と民設民営の両方式に共通するが、経営努力等によるコスト低減、各種事務や施設整備等の手続きの簡素化、柔軟でスピード感のある取組の実施、専門性の高い人材の育成等のメリットが挙げられる一方、市場運営からの撤退リスク、円滑な市場運営を行うのに時間がかかる、経費節減によるサービスの質の低下等のデメリットが挙げられる。

民設民営については、施設の取得価格若しくは賃借料が高額、営利を目的とする民間企業は、行政に比べて公正な取引の場としての高い公共性を実現しにくい、国庫補助金の返還等、新たに予算の確保が必要となる可能性があるといったデメリットが挙げられる。

3 横浜市中心卸売市場の課題と賑わい創出の取組について

(1) 横浜市中心卸売市場の課題

ア 中央卸売市場本場における課題（検討中）

平成 29 年 1 月 31 日に開催された開設運営協議会において、市場の運営方針等を定める「経営展望」を策定するためのワーキンググループ（以下、「WG」）を設置した。改正卸売市場法の施行に向けて現在も引き続き検討を継続しており、平成 29、30 年度に各 6 回の計 12 回の経営展望策定 WG を開催している。

【課題】

横浜市場の実態を把握するため、関係者へのヒアリング調査を実施した結果、青果部・水産物部ともに直面する主な共通課題は次のとおりとなった。

①＜地元量販店・実需者への対応不足＞

地元量販店の県内シェアが低下し、横浜市場以外からの仕入が拡大している、地元実需者（横浜駅周辺飲食店等）の取りこぼしがある

②＜川上と川下との交流機能の不足＞

市場が果たすべきコーディネート機能をより発揮していく必要がある

③＜地場製品の確保＞

消費者の関心の高い地場製品を継続的に確保する必要がある

④＜加工機能の不足＞

現状の加工場では川下が求めるニーズに十分対応しきれていない

⑤＜場内施設の狭隘化＞

駐車場等のスペースが不足し、新規顧客の誘致が困難となっている

⑥＜衛生管理水準の向上＞

食の安全・安心を確保し、川上・川下から信頼を得られる衛生環境とするためには継続的な意識醸成や取組が必要である

⑦＜働く場としての魅力向上＞

職場として最低限必要な環境整備や安全・安心な場内動線を確保していくための改善が必要である

⑧＜市場全体としてのアピール不足＞

事業者独自の取組は見られるが、さらに一体的な広報活動となるよう工夫が必要である

⑨＜場内事業者同士の連携不足＞

市場全体としての利益拡大に向けて、互いの利害関係を越えた取組に発展させていく必要がある

イ 中央卸売市場食肉市場における課題（検討中）

食肉市場においては、平成 29 年 5 月より食肉市場の現状と課題の分析を行いながら、市場関係者からの意見聴取等を行い検討してきた。直面する主な課題は次のとおりである。

【課題】

全国的な肉用牛の飼養頭数の減少により、食肉市場の肉用牛の取扱頭数は減少傾向と厳しい状況にある。食肉市場は、安全・安心な食肉を横浜市民へ安定供給するという重要な役割があり、取引生産者・購買者の確保や新規開拓等、集荷対策・販売力の強化の両面での対応が必要となる。

また、生産者や購買者等から信頼され安心して出荷あるいは購入できる市場であるためには、更なる安全・安心への対応が必要である。

さらに、横浜の強みを生かした消費拡大の対策や施設の安定稼働のために必要な対応を計画的に実施していく必要がある。

(2) 賑わい創出の取組について

ア 本場周辺との連携（「京浜臨海部再編整備マスタープラン」より抜粋）

平成30年9月21日に改定された「京浜臨海部再編整備マスタープラン」においては、中央卸売市場本場が立地する山内ふ頭周辺地区を「アクティビティスポット山内」と位置づけ、「中央卸売市場と連携した賑わい創出」の取組を進めることとしている。

＜エリアプラン3：アクティビティスポット山内（仮称）＞

横浜都心臨海部と京浜臨海部の結節点である山内ふ頭周辺地区は、水産物や青果物を扱う「中央卸売市場」が隣接しています。また、広域ターミナル駅であり市内最大の乗降客数を有する横浜駅周辺地区や、来訪者が訪れるみなとみらい21地区と近接する場所に位置しています。

【中央卸売市場と連携した賑わい創出】

埋立前は、市場に隣接する低未利用地などを活用し、周辺の企業活動に配慮しながら、市場と連携した水産物・青果物等の「食」をテーマとした物販・飲食を中心とする「マルシェ」イベントを開催する等、賑わいの創出に向けた取組を進めます。



イ 市場一般開放（月2回程度）

本場の水産物部では、毎月第1・第3土曜日の午前9時から午前11時まで、魚食普及の取組として、一般の方々との交流のための各種イベントを実施している。

主なイベントとしては、普段見ることのできない市場内施設を探検する市場探検、お魚さばき方教室、マグロの解体ショーなどを実施している。

ウ 横浜市場まつり（年1回）

本場では、市民の皆様への感謝を込めて、日頃一般の方々に開放していない卸売市場の雰囲気を楽しんでいただく「横浜市場まつり」を秋に開催している。新鮮な食材を揃え、魚介類や野菜・果物などのお買い物や、炭火焼きさんま等の市場ならではの味覚をお楽しみいただき、マグロの解体ショーや青果模擬せり、ステージイベントなどの催しも行っている。

エ 料理教室・小学校食育出前授業等

魚食普及と消費促進を図るため、本場水産物部の卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が主体となって料理教室を開催している。また、市場で働くプロ達が小学校に出向き、市場の役割や流通の現場の話、食の大切さや楽しさを実感してもらう食育出前授業を水産物部・青果部それぞれで実施しているほか、民間事業者等と連携した食育講座や、区民まつり等でのブース出展、SNSによる情報発信などを行っている。

食肉市場においては、市内肉豚生産者が市内小学校との協働により小学校に出向き、豚の生体や飼養現場の話等を小学生を対象に食育教室を実施することでPR活動を実施している。また、市内の大学と場内事業者との産学官連携によるレシピ開発を行い、食肉の消費促進を図っている。

オ 横浜食肉市場PR館におけるPR

食肉市場では、市民の皆様には横浜食肉市場が取り扱っている全国各地のブランド食肉や当市場の安全・安心な取組などを知っていただくため、市場の関連事業者である横浜食肉副生物協同組合が事業主体となって市場内に「横浜食肉市場PR館」を平成29年8月に開館し、展示スペースでは市場で取り扱うブランド肉や安全・安心な検査体制等の紹介を行っている。毎週木曜日は、イベントデーとして、横浜食肉市場で取り扱っているモツを使用した冷凍モツ煮等を販売しており、本年2月には、市場で取り扱っている食肉の消費拡大のため、市場取扱いブランド肉の試食販売や展示等を行うPRイベント「横浜肉まつり」を開催した。

4 他都市の卸売市場の運営事例

本答申をとりまとめるにあたり、開設運営協議会での議論の参考等にするため、他都市の卸売市場にヒアリング等を実施したので報告する。

ア 大阪府中央卸売市場（公設民営）

（中央卸売市場で唯一の指定管理者制度導入）

【開設者：大阪府、管理運営：大阪府中央卸売市場管理センター(株)、
運営形態：指定管理者】

昭和 53 年 5 月に大阪府中央卸売市場として開設。平成 24 年 4 月に全国の中央卸売市場として初となる指定管理者制度を導入。施設管理、施設の使用許可、市場活性化事業等を委託。卸売業者（4 社）・仲卸組合（2 団体）の対等出資により設立された指定管理者（大阪府中央卸売市場管理センター(株)）が市場を管理・運営している。

施設使用料については利用料金制とし、指定管理者が市場条例の範囲内で決定して徴収。指定管理者中心の市場運営が行われ、清潔できれいな市場づくりの一環として 69 か所のトイレの全面改修、各種の禁煙対策、市場内交通ルールの徹底等流通環境の整備、サイン塔の改修等、新規事業を展開している。

指定管理者の安定した経営基盤の確立に向け、債権管理の徹底(使用料の滞納ゼロ)や未利用地・空施設の解消並びに有効活用による収入の確保、不法占有・駐車排除による有料区画への誘導等を実施している。

市場管理運営業務の品質を維持しつつ、効率化により年間約 1 億円の経費を削減し、これにより生じた資金を市場活性化事業や修繕事業に充当するなど利益は市場に還元している。

イ 神戸市中央卸売市場本場（公設公営（一部民営））

（唯一の中央卸売市場における PFI 方式採用）

【開設・管理運営：神戸市、新規施設の管理：マーケットピア神戸（株）、
運営形態：PFI 方式】

平成 16 年に PFI 方式による再整備事業を実施し、平成 21 年度に第 1 期の移転完了。唯一の中央卸売市場における PFI 方式採用事例として、加工物流棟・南物流センター棟・関連棟の整備・維持管理を実施している。

PFI 事業者としては、ダイヤモンドリース（現・三菱 UFJ リース）を代表企業とする民間事業者計 7 社のグループを選定し、事業期間は 29 年間（設計・建設 4 年、施設管理 25 年）。

市場運営は神戸市が実施しており、新規施設（加工物流棟・南物流センター棟・関連棟）の設計・建設工事及び関連業務と維持管理業務（保守管理・清掃・衛生管理等）、市場 PR・料理教室、既存施設の維持管理業務（清掃・廃棄物処理等）を PFI 事業者が実施している。

PFI 方式による一括発注（包括的委託）等により、設計・建設・維持管理コ

ストを削減。使用料の徴収等運營業務は、大阪府の指定管理者と異なり、従来どおり開設者が実施している。

ウ 旭一旭川地方卸売市場（民設民営）

（地方卸売市場（食品流通全般をグループ会社が実施））

【開設・管理運営：（株）キョクイチホールディングス、
運営形態：民設民営】

昭和 24 年に旭川市を拠点に魚菜卸売市場として創業。水産・青果・畜産・加工食品など、フルラインの品目を取り扱っている。

平成 29 年に開設者と卸売事業を分割し、ホールディングスが開設者として施設の管理、維持を行い、グループ各社が卸売事業、物流・配送・営業倉庫事業、水産・青果加工事業、業務用生鮮食品卸などを担っている。コスト削減やローカルの集配送距離の長い路線をカバーするため、水産・青果・その他加工食品の複数カテゴリ混載、冷蔵・冷凍・常温の複数温度帯混載による輸送体制を構築し、施設の有効活用として仕分施設の空き時間を地域の市場外運送会社への時間貸しなどを行い、地域の物流拠点化を推進している。

水産部門は、開設時から仲卸業者が存在せず仕入から販売まで卸売業者が一貫して対応。施設（売り場、冷蔵庫等）の新設は、公設であれば時間がかかる整備も経営環境を勘案して自社の判断で迅速に実施している。東南アジアを中心に水産品・農産・果実等の輸出を推進中であり、地方市場の役割と時代に即した生鮮食料品流通全般を視野に柔軟かつ効率的な経営を推進。

エ 湘南藤沢地方卸売市場（民設民営）

（中央から地方卸売市場へ転換。指定管理者制度導入後、民設市場へ）

【開設・管理運営：湘南青果（株）、運営形態：民設民営】

昭和 56 年 4 月に藤沢市中央卸売市場として開場。平成 16 年に農林水産省が定めた第 8 次卸売市場整備基本方針において再編すべき中央卸売市場と位置付けられ、平成 19 年 4 月に地方卸売市場へ転換。

平成 21 年 4 月に市場会計の健全化を図るため指定管理者を公募し、指定管理者制度を導入。施設使用料等収入として指定管理者が市場の管理運営を実施した。

平成 21 年以降、卸売市場の基幹機能の再構築と市場会計の健全化を推進するため、藤沢市・卸売業者・関係事業者の三者間において民営化に向けた協議を進めた。既存の市場機能は維持したうえで、関係事業者が市場施設整備を行い、卸売業者が新たに開設者となって民設市場の運営を行う方針が示され、市場施設の無償譲渡や市場敷地の賃借料減額等の条件が整い、平成 24 年 4 月に開設権が藤沢市から湘南青果（株）へ譲渡された。

商標登録されたブランドである「湘南野菜」を打ち出しており、湘南朝市（毎週土曜日開催）では青果物、精肉、鮮魚の生鮮三品格安販売などを実施している。

オ 川崎市地方卸売市場南部市場（公設民営）

（中央から地方卸売市場へ転換。指定管理者制度導入）

【開設者：川崎市、管理運営：川崎市場管理(株)、運営形態：指定管理者】

昭和 19 年 11 月に川崎市中央市場を開設し、昭和 32 年 3 月に中央卸売市場として業務開始。昭和 57 年 7 月の川崎市中央卸売市場北部市場の開設に伴い、南部市場に名称を変更した。

平成 16 年に農林水産省が定めた第 8 次卸売市場整備基本方針において再編すべき中央卸売市場と位置付けられ、平成 19 年 4 月に地方卸売市場へ転換。

より効率的な市場運営を目指し、川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会で指定管理者制度導入について答申を受け、平成 22 年 6 月に指定管理者導入のための調査・検討を実施。

平成 25 年 1 月に民間活用推進委員会で指定管理者の導入が決定され、平成 25 年 7 月に指定管理者を公募。平成 25 年 12 月に卸売業者 3 者等の共同出資により設立された川崎市場管理(株)が指定管理者として指定することが議会で承認された。平成 26 年 4 月に指定管理者による管理運営が開始され、市場利用料の徴収、施設の使用許可・維持管理等、市場全体の管理・運営を指定管理者が実施。市場活性化に向けて、食鮮まつり、いちばいち、魚の捌き方教室や料理教室、フラワーアレンジメント教室といったイベント等の企画・開催を実施している。

5 開設運営協議会の意見概要

(1) 開設者について

開設者について、公設か民設か検討する際に、「市場の全ての関係者（卸売業者・仲卸業者、小売業者、消費者、開設者、市民等）の立場からのメリット・デメリットを比較して結論を出すべき」「法設立時に公設で中央卸売市場を始めた理由（公共性を高めて消費者に安く食料を提供）が重要であり、当時の状況と今の状況を比較して判断するべき」という意見が出された。

「消費者としては、良いものが安く届けば公設でも民設でも良い」「生産者としては、公設・民設に意見する立場にないが、市場と常に取引できるという安全・安心な機能が重要。卸売業者が早く高く売ってくれるとありがたい」といった公設・民設どちらでも良いという意見もあったが、「小売としては、市場は生活するための生命線であり、安定的に食料品等を供給するためには公設公営でなければならない」「市場の課題解決の視点での検討が重要であり、設置者は公設が良いと思う」「公正な取引は民設では困難であり、公設公営で実施すべき」「令和2年6月の改正卸売市場法施行までの短い期間での民設は困難」等、公設で実施すべきで民設は困難という意見が多かった。

(2) 運営体制について（指定管理者制度等、民間の活用）

運営体制については、「横浜市場の経営が順調で民間事業者の候補者もいない中、民営化を検討する状況ではない」といった意見もあったが、「令和2年6月の改正卸売市場法施行までの短い期間での民営化は困難。公営で実施する場合も、民営のノウハウ等を活用すべき」「指定管理者制度はコスト削減等も見込めるため、研究課題として引き続き中長期で検討すべき」等、当面は公営で運営するとしても、指定管理者制度等の民間の活用を検討するべきという意見も挙げられた。

(3) 市場の活性化に向けた取組について

市場活性化に向けた取組については、「市場開放がお店の売上増に繋がっていないのではないか」「人の賑わいなのか物流の賑わいなのかフォーカスすべき」

「横浜市には農業関係を促進する部署はあるが水産関係の部署がない」等の意見が挙げられ、「地名も含めて知ってもらうことが大事。豊洲の現状としては、観光客がたくさん来ている反面、物流が伸びていないので不安を覚えているが、横浜でもPR等をやっていくしかない」との意見があった。

具体的な市場活性化の取組としては、「京浜臨海部再編整備マスタープランの本場周辺地域と連携した賑わい創出を着実に実施」「市場のキーマンや民間の力を借りる等して、賑わい創出の場を活用して欲しい」「横浜ブランド等、他都市からも引き合いが来るような付加価値をつける取組が重要」「需要拡大のため、魚食普及の活動等に力をいれてほしい」「地方生産者のアンテナショップ等、横浜市場を知ってもらう取組が重要」「市場運営の運営方針等を定める経営展望の取組を着実に実施することが重要」といった意見が出された。

6 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について

(1) 開設者について

当協議会での他市場の報告では、民設の地方卸売市場において、開設者が卸売業者も兼ねている事例が報告された。開設者、卸売業者、仲卸業者、生産者、売買参加者、小売業者、運送業者、加工業者、関連事業者など多くの事業者が様々な立場から関わる複雑多岐な関係性を有する卸売市場においても、比較的小規模であることや卸売業者が1者であり開設者を兼ねていることで、一体的で円滑な市場運営を進めている。

一方、中央卸売市場は市場規模も大きく、卸売業者が複数者であることも多く、関係事業者数が多数となるため、事業者間の調整が複雑となる。また、地方卸売市場に比べて取引規制も多いことから、開設者には公共的な役割が求められているが、法改正により国から開設者へ様々な権限が移譲されるなど、さらに公益的役割が高まっている。

もともと中央卸売市場は消費者に適正価格で生鮮食料品等を供給するため、卸売事業者の手数料を低率に抑え、そのかわりに公設にして使用料を低く抑えるという経緯があった。当協議会においては、利益追求の民間事業者が開設者になることによる使用料改定や、国に代わって場内事業者に対して公平な指導監督ができるのかという疑問などから、公設の継続を求める意見が多数であった。

(2) 運営体制について

運営面に関する指定管理者制度の事例報告では、指定管理者制度を導入している中央卸売市場は全国で1市場のみである。その指定管理者は卸売業者、仲卸業者など場内事業者の共同出資により設立された会社である。指定管理者の公募説明会への参加事業者は複数あったにもかかわらず、応募したのは当該出資会社のみであった。

また、地方卸売市場の事例でも、指定管理者は卸売業者の関連会社であり、公募をしても外部の民間事業者の応募がない事例や、応募・落札しても結果として辞退してしまう事例などが報告された。一般的な市民利用施設などと異なり、当該市場の業務に精通していることや、複雑な市場運営を安定的、継続的に安心して任せられる会社であることが重要であると考えられる。横浜市中心卸売市場では、現時点ではそのような受け皿となるべき団体・会社はない状況である。

当協議会においては、公営の継続を求める意見が多数であるが、指定管理者制度については、課題もある一方でコスト削減などのメリットも見込まれるため、研究継続を求める意見も出されている。

(3) 今後の横浜市中心卸売市場の運営方式について

横浜市中心卸売市場は市民に対して、安全、安心な生鮮食料品等を適正価格で、安定的、継続的に供給していく役割を担っている。生産者に対してはいつでも調達できる場として、小売店、飲食店などにはいつでも仕入れできる場として、場内事業者には公正な取引と適正な価格形成を行う場として、そして災害時には生鮮食料品等の供給拠点としての役割など様々な公共的役割を担っており、法改正によりさらに様々な権限と責任を負うことにより開設者に求められる役割は重みを増している。

また、生鮮食料品等への消費者ニーズの多様化や流通の多様化などによる市場取扱高の減少という傾向に対してどう対処していくのか、景気動向や天候、海水温の変化などに集荷が大きく左右される市場をどのように安定的に運営していくのか、開設者には場内事業者と課題を共有し、一致団結した取組を推進することが求められている。

これらのことを踏まえ、他都市の事例報告などを参考に5回にわたり審議を重ねてきたが、横浜市中心卸売市場の運営方式に係る当協議会としての結論は次のとおりである。

「卸売市場法改正に係る市場の運営方式については、次の理由から、公設公営として横浜市が開設運営の役割を引き続き担っていくことが望ましい。」

- ・生産者から消費者まで、すべての関係者に信頼される安全安心な市場を継続的、安定的に運営していく必要がある。
- ・法改正にともなう市場の様々なルール策定では、市場の活性化に資するルール策定が重要である。これまで原則禁止されていた第三者販売や直荷引きなどの取引ルールをどのように定めるかについては、事業者間の利害関係を超えて、市場の活性化につながるルール策定が求められる。策定にあたっては、各事業者との信頼と相互理解に基づき、公平・公正で納得感のある調整を行う必要がある。
- ・中小の小売店や飲食店などは流通ルートが限られているため、いつでも適正価格で生鮮食料品等を調達できる場としての必要性が高い。
- ・市場取扱高が減少傾向にあり、各事業者の経営環境も厳しいなか、すべての関係者が連携して取扱高を改善し、市民に対して生鮮食料品等を安定供給していくという重要な公共的役割への対応が求められている。
- ・市場には小売店、飲食店、仲卸業者など多くの中小事業者がかかわっている。横浜市中心小企業振興基本条例及び横浜市商店街の活性化に関する条例を踏まえた取組を推進する横浜市が開設者となることで、中小企業振興や商店街活性化とも連動した市場活性化への相乗効果が期待できる。
- ・市場で取扱う生鮮食料品等や衛生環境には高い安全性が求められており、横浜市が開設者となることで、横浜市衛生検査所との連携による、食の安全に関する充実した検査体制が期待できる。
- ・災害時には、生鮮食料品等の供給拠点として、被災者へ供給する役割を求められており、横浜市が開設者となることで、市災害対策本部の一員として迅速な対応が期待できる。
- ・市場周辺のまちづくりにおいても、中央卸売市場の特色を生かした賑わいづくりは、市場の活性化につながるチャンスである。京浜臨海部再編整備マスタープランにおける、本場周辺地区の低未利用地の活用など中短期的な取組や埋め立て後の長期的な取組についても、横浜市が開設者となることで、総合的な取組が期待できる。

以上のことから、横浜市が開設運営者となり、これまで長年の間培ってきたノウハウを活用し、場内事業者を含めた現行の体制で官民一体となって市場の活性化を推進していくことが望ましい。運営については、指定管理者制度の導入の可能性など、効率・効果的な運営体制を引き続き検討していくことを期待する。

いずれの運営方法にしても、市場に関わる生産者から消費者までのすべての関係者の満足度を高めることが重要であり、市場全体の活性化に資するよう検討していただきたい。

市場の賑わい創出については、市場開放や料理教室などの取組が報告されたほか、京浜臨海部再編整備マスタープランにおいて、本場周辺の山内ふ頭周辺地区では、市場と連携した食をテーマとしたマルシェイベントの取組を進めることなどが報告された。また、今年9月には旧南部市場の賑わいエリアに新たに複合商業施設が開業する予定であるが、賑わいエリア及び本場の補完施設である物流エリアを加えた旧南部市場との連携、ノウハウの活用なども期待される。賑わい創出については、市場内外の事業者・関係者との連携による相乗効果など、様々な角度からの検討が望まれる。

市場の効率・効果的な運営体制や賑わいづくりなどを通じた市場の活性化については、検討することに加え、いかに実行していくかが重要である。今後策定する横浜市中心卸売市場の経営展望に反映させ、着実に実行していくことを期待する。

付 属 資 料

1. 横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿
2. 審議経過

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

		氏 名	職 名
1	会 長	若 杉 明	横浜国立大学名誉教授
2	副会長	森 茂	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役会長
3	委 員	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学科教授
4	委 員	山 下 東 子	大東文化大学経済学部教授
5	委 員	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
6	委 員	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事
7	委 員	真 壁 勇 男	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長
8	委 員	多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会代表幹事
9	委 員	福 留 秀 樹	金港青果株式会社代表取締役社長
10	委 員	後 藤 正 明	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
11	委 員	芦 澤 豊	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
12	委 員	石 井 良 輔	横浜魚類株式会社代表取締役社長
13	委 員	荒 木 敏 行	横浜食鳥鶏卵株式会社代表取締役
14	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
15	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
16	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合理事長
17	委 員	石 井 孝 和	横浜青果小売商協同組合連合会会長
18	委 員	明 澤 重 明	横浜水産物商業協同組合理事長
19	委 員	福 岡 伊三夫	横浜食肉商業協同組合理事長
20	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

委員数：20名

任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

(藤島委員は、平成31年1月7日から令和3年1月6日)

退任された委員 (所属は在任中のもの)

委員名簿	所属	備考
細 野 典 之	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長	令和元年. 5. 12 まで
永 井 良 和	横浜水産物商業協同組合理事長	令和元年. 7. 7 まで

審 議 経 過

開催日	主な審議内容（市場の運営方式関連）
平成 30 年 10 月 9 日	【平成 30 年度 第 1 回開設運営協議会】 ・卸売市場法の改正概要について ・横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に向けた取組経緯 ・法改正後の横浜市中心卸売市場の運営方式（公設・民設）について ・開設運営協議会のスケジュール（予定）について 等
平成 31 年 1 月 18 日	【平成 30 年度 第 2 回開設運営協議会】 ・市場運営に係る横浜市場の課題について ・他都市の卸売市場の運営事例について ・卸売市場法改正による取引のあり方について ・横浜市場の賑わい創出について 等
2 月 21 日	【平成 30 年度 第 3 回開設運営協議会】 ・他都市の卸売市場の運営事例について② ・経営展望策定ワーキンググループでの意見（市場の運営方式）について ・平成 32 年 6 月の改正卸売市場法施行に向けたスケジュールについて ・答申に向けた市場運営の方向性について 等
令和元年 6 月 3 日	【令和元年度 第 1 回開設運営協議会】 ・答申概要案について ・答申案について 等
7 月 16 日	【令和元年度 第 2 回開設運営協議会】 ・答申概要案について② ・答申案について② 等

卸売市場法改正に係る市場の運営方式に
ついて

令和元年 8 月

横浜市中央卸売市場開設運営協議会